

石川県病院協会規約

第1条 本会は「石川県病院協会」と称し、事務所を金沢市鞍月東2丁目48番地石川県医師会内に置く。

第2条 本会は石川県内を区域とし、本会の趣旨に賛同した病院の管理者又は医療法人にあっては理事長、私立にあっては開設者を以て会員とする。また、当該病院が介護保険上の介護医療院に転換等した場合であっても、従来の会員資格の取り扱いに準じて、引き続き会員の資格を有するものとする。

第3条 本会は各種病院間の連絡と親睦をあつくし、併せて適正な医療の普及並びに病院の管理、経営の改善を図ることを目的として次の事業を行う。

- (1) 病院の公衆衛生活動に関する事項
- (2) 医療の普及向上とその指導に関する事項
- (3) 病院の管理、経営の改善に関する事項
- (4) 社会保険、医療法人、医療金融、医業課税その他の関係諸制度の調査研究に関する事項
- (5) 各種病院及びその勤務医師の相互扶助、親睦連絡並びに福祉に関する事項
- (6) その他目的達成上必要な事項

第4条 本会には次の役員を置き、その任期は2ケ年とし、総会席上出席者の互選により選出するものとする。

会 長	1名
副会長	2名
理 事	若干名
監 事	2名

- 2 役員に欠員が生じたときは、必要に応じ理事会において選出する。なお、その場合の任期は前任者の残任期間とする。

第5条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の定めた順位に従い、会長の職務を代理する。
- 3 理事は会務を分掌する。
- 4 監事は会務及び会計を監査する。

第6条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の承認を経て会長が委嘱するものとし、その任期は役員の任期と同一とする。

第7条 会議は総会並びに理事会とする。

第8条 通常総会は、毎年1回会長がこれを招集し、臨時総会は会長が必要と認めた場合と会員の3分の1以上又は役員の3分の2以上の申し出があった場合に招集する。議長は出席会員の互選による。

第9条 次の事項は、総会の承認又は決議を経なければならない。

- (1) 収支予算及び決算
- (2) 規約の変更
- (3) その他理事会において必要と認める事項

第10条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 総会の招集及び提案すべき事項
- (2) 会務運営に関する事項
- (3) その他重要な会務

第11条 本会は、必要により理事会において協議し、特別部会を設けることができる。

2 特別部会の役割および構成は理事会で協議し、会長は部会長を任命する。

第12条 会長は必要と認めたときは、委員会を設置することができる。

2 委員会の役割および構成は理事会で協議し、会長は委員長を任命する。

第13条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の雑収入を以て充てる。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 本協会の事務は石川県医師会職員に委嘱するものとする。

昭和59年4月 一部改正

昭和63年4月 一部改正

平成元年5月 一部改正

平成11年5月 一部改正

平成16年1月 一部改正

平成17年5月 一部改正

令和2年5月 一部改正